

# ○沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会 設置要領

(目的)

**第1条** 沖縄県土木建築部において実施する一般競争入札参加者の資格要件等の確認等を行うため、沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる一般競争入札について審議するものとする。

(1) 建設工事に係る一般競争入札（総合評価方式を除く。）

本庁における土木建築部（以下「部」という）の委員会の対象工事は、本庁において執行する設計金額1億8千万円以上の工事とし、主務課においては、設計金額1億8千万円未満の工事とする。ただし、特に必要と認める場合は、本文に規定する設計金額未満の工事についても、部の委員会の審議の対象とすることができる。

(2) 建設工事に係る総合評価方式一般競争入札

(3) 測量及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札（総合評価方式を除く。）で、沖縄県の「測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録された者を入札参加対象とするもの

部の委員会の対象業務は、本庁において執行する設計金額1千万円以上の業務とし、主務課においては、設計金額1千万円未満の工事とする。ただし、特に必要と認める場合は、本文に規定する設計金額未満の業務についても、部の委員会の審議の対象とすることができる。

(4) 測量及び建設コンサルタント等業務に係る総合評価方式一般競争入札で、沖縄県の「測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録された者を入札参加対象とするもの

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 入札参加者の資格要件

(2) 資格確認資料作成説明会及び資料のヒアリングの必要性の有無

(3) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注しようとするときは、その適否及び構成員数

(4) 総合評価方式における技術資料の評価項目及び評価基準の確認

(5) 総合評価方式における入札参加資格の有無及び技術資料の評価確認

(6) 総合評価方式における落札者の確認

(7) 入札参加資格がないと認められる者の確認及び当該無資格者への理由説明

(組織)

**第3条** 本庁における部の委員会の組織は、次の各号のとおりとする。

(1) 委員会は、委員長及び委員で組織する。

(2) 委員長は、土木建築部長をもって充てる。

(3) 委員は、物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年12月28日沖縄県規則第83号。）の適用を受ける工事を発注する場合は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。その他の場合は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(4) 委員長は、会務を総理する。

(5) 委員長に事故があるとき又は委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、委員長が指名する統括監がその職務を代理する。

2 主務課においては、主務課長を会長とし、主務課長が指名した者をもって組織する。

3 出先機関における一般競争入札に係る委員会は、所長及び所長が別に定める者をもって組織するものとする。

第1項各号（第3号を除く。）の規定は、出先機関における委員会の組織について準用する。この場合、第2号中「土木建築部長」を「所長」と、第5号中「委員長が指名する統括監」を「委員長が指名する委員」と読み替える。

（会務）

**第4条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

（庶務）

**第5条** 本庁における部の委員会の庶務は、土木建築部技術・建設業課、主務課においては、主務課長が指定するものが処理する。

なお、出先機関における委員会の庶務は、所長が指定するものが処理する。

（雑則）

**第6条** この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この要領は、平成6年1月6日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成18年6月9日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

土木企画統括監
土木整備統括監
建築都市統括監
土木総務課長
技術・建設業課長
道路街路課長
道路管理課長
海岸防災課長
河川課長
都市計画・モラル課長
都市公園課長
下水道課長
港湾課長
空港課長
施設建築課長

別表 2

土木企画統括監
土木整備統括監
建築都市統括監
土木総務課長
技術・建設業課長
事業管理監
建設業指導契約監
主務課長